

令和3年1月15日

南相馬市農業委員会
1月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年1月15日(金)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二		11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
欠番	-	-	14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏		15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫		16	早 川 孝 雄	
7	発 田 栄 一		17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆		18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

新型コロナウイルスの感染防止(3密回避)のため、出席を求めない

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之

副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

農政課

副主査 島 健太郎

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 4 報告第 2号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 3号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 1号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 2号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農地法第3条の規定による貸借権移転の許可申請について
- 日程第 10 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 11 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願出について（県許可分）
- 日程第 12 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
- 日程第 13 議案第 8号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 14 議案第 9号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 15 議案第 10号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 16 議案第 11号 現況確認証明申請について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより、令和3年1月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。欠席委員は、17番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号3番 菅野信彦委員、9番 塚野邦好委員、10番 今野由喜委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。
昨年の12月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 　　次に、日程第3、報告第1号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の5番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を求めます。

事務局 　　それでは、報告第1号についてご説明いたします。議案書の2ページになります。内容としましては、去る12月11日午前10時から、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から10アール当たり40万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アール当たり40万円で福島県農業振興公社が購入することとなりました。売買代金は152万8,800円となり、公社手数料として1万5,200円を差し引き、支払い額は151万3,600円となります。この件は、議案第1号別紙資料1の1ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどのご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第2号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。

調整委員主任の5番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第2号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。内容としては、去る12月11日午前10時30分から、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から10アール当たり40万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出があった農地については、10アール当たり40万円で福島県農業振興公社が購入することとなりました。売買金額は50万3,600円となり、公社手数料として5,000円を差し引き、支払い額は49万8,600円となります。この件は議案第1号別紙資料1の1ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第3号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 報告第3号についてご説明をいたします。議案書の4ページから6ページ、整理番号1番から5番につきまして、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番につきましては、平成17年にブロック塀を築造し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号2番につきましては、平成4年に隣接地に別荘を建築したときから進入路として現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番につきましては、昭和40年ごろに亡き父が、農家住宅及び倉庫を建築しました。平成27年に当該地を相続し、倉庫の一部を建設用の物品販売倉庫として使用しており、今般、地元に戻って本格的に事業を行うため、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号4番につきましては、約50年前に亡き父が、住宅を建築したときから進入路として現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号5番につきましては、約30年前から納屋への出入り口として現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第1号についてご説明いたします。議案書の7ページ及び別紙資料1の1ページから2ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 　　それでは、議案第1号についてご説明いたします。今回、所有権移転にかかります案件が2件、利用権設定にかかります案件が14件となっております。内容につきましては記載のとおりとなっております。なお、所有権移転にかかります対価及び利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定がなされております。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第2号、農用地利用規程の認定に係る意見についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書の8ページ及び別紙資料2の1ページから9ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第2号についてご説明いたします。この度、小高区角部内地区内におきまして、営農改善組合を結成いたしましたので、農用地利用規程についてご審議をいただきたく、提案させていただいたものになります。

農用地利用規程の概要につきましては、別紙資料2の2ページからとなっております。この規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、角部内地区の農業振興及び農業経営の改善を目的として策定しております。第2条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置について、3つの取り組みを記載させていただいております。また、第3条の実施区域につきましては、本日お配りさせていただきました別紙資料角部内地区営農改善組合区域図のとおりとなります。第4条から第11条まで、第2条に示しました取り組みの内容及び具体的な事項等について記載しております。

農用地利用規程の内容につきましては、令和2年12月6日に浮舟文化会館において、小高区角部内地区の営農改善組合設立総会を開催し、組合員の方からご承認を得ております。総会議事録につきましては、別紙資料の9ページに記載のとおりです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページから 11 ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 号についてご説明いたします。議案書の 12 ページから 13 ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。申請番号 8 番については、議案第 10 号申請番号 6 番関連の案件です。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員より申請番号 1 番から 6 番、及び 8 番の案件について、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 続いて、申請番号 7 番の調査委員、16 番委員には出席を求めているため、事務局で補足説明を受けていれば報告を願います。

- 事務局 16番委員からの補足説明はありませんでした。以上です。
- 議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
- 議長 次に、日程第10、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。
- 事務局 議案第5号についてご説明いたします。議案書の14ページから15ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。
補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第3号整理番号2番の追認を得るための案件です。
続きまして、申請番号3番については、報告第3号整理番号3番の追認を得るための案件であり、農家住宅で事業面積が1,000平方メートルを超えておりますが、事業用地としても使用することから妥当と判断しています。
続きまして申請番号4番については、報告第3号整理番号4番の追認を得るための案件であり、農家住宅の事業面積は1,000平方メートルを超えておりますが、通路及びいぐねの面積を除くと有効利用面積が1,000平方メートル未満になることから妥当と判断しています。以上です。
- 議長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。
申請番号1番について、18番委員。
- 18番委員 議案第5号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。これは報告第3号整理番号2番の関連です。現地案内図は1ページです。仔細につきましては記載のとおりでございます。去る1月10日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。
皆様のご審議をよろしくお願い致します。
- 議長 続きまして、申請番号2番について、3番委員。

3番委員 議案第5号申請番号2番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。所在、地番、面積、申請事由等は記載のとおりであります。去る1月9日午後1時より、申請人本人の立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、申請人本人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号3番について、14番委員。

14番委員 それでは報告いたします。議案第5号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は3ページです。去る1月9日午前9時半頃より、代理人であります行政書士立ち会いのもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。この案件は報告第3号整理番号3番の関連事案です。立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号4番と5番について、12番委員。

12番委員 議案第5号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。去る1月10日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続けて、申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4番と同じ4ページです。去る1月10日午前10時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 号についてご説明いたします。議案書の 1 6 ページ及び 1 7 ページになります。申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的等は記載のとおりです。本案件は、令和 2 年 8 月 1 7 日開催の定例総会の議案第 9 5 号申請番号 3 番のものです。土砂採取を行うに当たり、採石採取計画を承継による手続で進めてまいりましたが、新たな申請及び事前協議が必要になったことから、農地転用許可申請は、事前協議終了後の申請になるため、取り下げをするものです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 1 3 番委員。

1 3 番委員 この案件については、昨年 8 月に私と事務局がですね、現地調査した経過があります。今回、許可申請の取下ということで、ここにありますように取下事由が、土砂採取を行うにあたり、新たな申請が必要になって、事前協議終了後の申請になるため、取下すると。ここでいう新たな申請というのは、どういうふうな申請が必要になったのか。そして、昨年 8 月からこれまでの間、事前協議がなぜ進んで来なかったのかをお伺いしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 こちらの申請は県許可の申請になっております。新たな申請という表現をしましたけれども、改めての申請という表現が良かったかもしれませんが、再度事前協議をして進めていくという運びになったと伺いました。以上です。

議 長 事務局。

事務局 補足させていただきます。採取計画継承というのは、元々土取り業者が入っていましたが、今回別業者が土取りを行うことになったため、前の業者のこれまでの県の認可手続を継承するという事で進めて来ました。しかし、県では、それは継承ではなくて、新たな申請で行うべきであるということになりました。こうしたことから、今回、農地の一時転用は取下をするということで、今回の申請に至ってるものです。以上です。

議 長 13番委員。

13番委員 今回取下げるということは、次回がいつになるかわからない。あの場所は、砂質土の山なんですよね。前の業者が途中で止めてしまい、それを継承して今の業者が再開申請をしてる訳ですけども、法面も降雨によって侵食され、今現在も、崩れかかっている状態です。これがいつ再開するか分からないような状態で放置されると下流では基盤整備が進んでいるわけで、流出した土砂で影響が出てくる可能性もあります。そういうようなことで、取下後の再開の見通しはどうなんでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 ただいまのお質しについてですけども、現在、開発行為の担当部署から各関係部署に対して事前協議が行われており、進んでいる状況になっております。

議 長 13番委員。

13番委員 そうした事前協議がまとまれば、再度許可申請っていうのは提出されるということなんでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 ただいま委員のお話のとおりです。以上です。

議 長 今後現地調査も出てくると思います。その時に土砂災害等嚴重に注意しながら進めていただきたいと思います。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第7号、農地法第5条の規定による許可処分取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。議案書の18ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取消願出の申

請理由については、太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受けましたが、隣接する国道に当初予定していた電柱が建てられなくなったため、許可処分の取り消しをするものです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第8号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明をいたします。議案書の19ページから20ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的等は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号2番につきましては、報告第3号整理番号5番の違反の追認を得るための案件でございます。

続きまして、申請番号3番につきましては、報告第3号整理番号1番の違反の追認を得るための案件となっております。

続きまして、申請番号4番につきましては、用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続いて、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 それでは、議案第8号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る1月11日午前10時半より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号2番について、9番委員。

9 番委員 議案第 8 号、申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 1 月 11 日午前 10 時頃より、現地で代理人行政書士から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号 3 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 8 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。この案件につきましても、報告第 3 号整理番号 1 番の関連であります。仔細については記載のとおりでございます。現地案内図は 7 ページです。去る 1 月 9 日午後 1 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。

よろしくご審議のほど申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号 4 番について、10 番委員。

10 番委員 議案第 8 号申請番号 4 番について、去る 1 月 13 日に現地調査をいたしましたので報告をいたします。現地案内図は 8 ページです。代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をさせていただきました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 14 番委員。

14 番委員 太陽光の設置ってということで申請がありましたけれども、前の議案 7 号では電柱を立てられなくなったということで許可取消願出がありました。計画変更の申請が出ないように、東北電力等の承諾や承認がある書類が添付されていますか。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの件ですが、申請書類の中に、再生可能エネルギー発電事業計画の認

定についての通知文書が添付されております。

議 長 14番委員。

14番委員 許可の取消等は、現地調査も無駄になりますので良く確認しての対応を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかにござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第9号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第9号についてご説明いたします。議案書の21ページから23ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件として、申請番号1番については、埋蔵文化財試掘調査のための一時転用であり、転用期間は許可日から3カ月間となっております。

続きまして、申請番号2番については、地質調査のための一時転用であり、転用期間は許可日から1カ月間となっております。

続きまして、申請番号4番については、第3種農地のうち、用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第9号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。仔細については記載のとおりでありまして、現地案内図は9ページです。土砂採取事業計画による当該地の埋蔵文化財試掘調査のための一時転用申請であります。去る1月14日午前9時より、被設定人立ち会ひのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、申請番号2番について、9番委員。

9番委員 議案第9号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。申請内容は記載のとおりです。去る1月13日午前10時頃より、現地で設定人及び被設定人から説明を受け、調査書の調査項目に基づき、聞き取り及び現地調査をいたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号3番について、12番委員。

12番委員 議案第9号申請番号3番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。去る1月10日午前10時半頃より、被設定人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号4番について、10番委員。

10番委員 議案第9号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は8ページのとおりです。去る1月13日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づいて行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をさせていただきました。

皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号5番について、13番委員。

13番委員 議案第9号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る1月14日午前11時頃より、代理人行政書士並びに被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。本案件は、申請地にリース事業による農業機械を格納するため、全面にコンクリート舗装を施工して、農業用倉庫を設置するために必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしてい

ると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 15番委員。

15番委員 確認ですが、この許可申請の申請番号1番と2番の案件では、被設定人が南相馬市になっています。担当部署は教育委員会ですよろしいのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 ただいまのお質しについてなんですけれども、申請番号1番の南相馬市につきましては、教育委員会文化財課になります。申請番号2番につきましては、経済部農政課になります。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第10号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。議案書の24ページから26ページ、申請番号1番から7番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番から4番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号5番については、現在使用している事業用地が狭く支障を来していることから、隣接する申請地に事業用地を拡張するための転用申請です。申請地は第1種農地ですが、現在の事業用地の面積の2分の1を超えないため妥当と判断しております。

続きまして、申請番号6番については、議案第4号申請番号8番関連の案件であり、令和3年3月26日付けで営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間

が満了となることから、再度一時転用申請をするものです。

続きまして、申請番号7番については、現在使用している事業用地が狭く支障を来していることから、隣接する申請地に事業用地を拡張するための転用申請です。申請地は第2種農地であることから面積要件等はないため、妥当と判断しております。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、2番委員。

2番委員 議案第10号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページになります。去る1月12日午前10時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りまた現地の状況を調査いたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、9番委員。

9番委員 議案第10号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページで、申請内容は記載のとおりです。去る1月11日午後1時30分より、現地で代理人行政書士から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき聞き取りと現地調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。

皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、15番委員。

15番委員 議案第10号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は15ページです。去る1月10日午前11時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取り及び現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、また金融機関からの残高証明も添付されていることから、何ら問題ないと判断して参りました。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号4番について、18番委員。

18番委員 議案第10号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。仔細につ

いては記載のとおりでございます。現地案内図は16ページです。太陽光発電設備設置のための転用申請です。去る1月9日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況調査をしました結果、当該地は設定人の所有農地の一部であり、周囲も山林でありますので、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続きます。申請番号5番と6番について、14番委員。

14番委員 議案第10号申請番号5番について、現地案内図は17ページの 番です。去る1月9日午前10時30分頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。調査の結果、立地基準及び一般基準とも満たしており、また、残高証明も添付され、賃貸借契約書も添付されております。以上のことから問題なきものと判断してまいりました。

次に、申請番号6番について報告いたします。現地案内図は17ページの 番です。去る1月13日午前9時30分頃より、設定人立ち会いのもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。営農型太陽光発電施設にかかる一時転用の期間満了に伴う再度の申請です。立地基準、一般基準ともに満たしており、また、期間延長の申請であることから、支障なきものと判断してまいりました。また、代理人であります行政書士は遠方のため、1月14日午後3時頃電話にて確認しております。

なお、この営農型太陽光発電施設については、昨年12月に会長と事務局次長と私の3人で、現状を踏査して指導して参りました。その中で話もありましたが、土壌調査、土づくり、それから土地の冠水防止のための排水対策、ミョウガの栽培成果等々につきまして、事務局に書類として報告がありました。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続きます。申請番号7番について、13番委員。

13番委員 議案第10号申請番号7番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は18ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る1月14日午前9時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと現地調査を行いました。本案件は、アスファルト廃材とコンクリート廃材を処理し、再資源化して土木工事資材として再利用する工場の敷地に隣接する場所です。当該申請地を再生路盤材等の製品置場とするための必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基

準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。また、現地調査の結果、現況地目は登記簿地目と異なり造成されていて全て田となっており、田で課税されているとのことから、転用手続は適正であると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、6番を除いた1番から5番及び7番の議案に対して質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしということで、6番の営農型太陽発電について審議してまいりたいと思いますが、ここで暫時の間休議いたします。

(休議中)

議 長 再開をいたします。
議案第10号の6番について、一時転用期間も含めて質問等ございませんか。

議 長 14番委員。

14番委員 農業委員会として1月13日の現地調査、及び毎月1回現地を見ておりまして、今後とも肥料の散布及び防草に関しての敷き藁等々、前向きに考えており、今年は土づくり等、我々農業委員会としての指導を考えてよく熟知するようになりましたので、3年間という転用期間だと思います。以上です。

議 長 10番委員。

10番委員 ただいまの件に関して、参考ですけれども1月6日に柵の外から見てきたわけですが、正直言いまして、秋に草が枯れはじまって、草も刈ってない状態で、要するに手入れした形跡が何も見えないというのが現状でした。一応報告として、お聞きおき下さい。

議 長 今の10番委員が発言なされた内容等につきましても十二分に理解をしておりますが、14番委員の発言のとおり、期間は3年間とし、その中で立派な営農成果を納めるような形になるよう、今後も指導して行くということにしたいと思います。

議 長 そのほかにございせんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第11号、現況確認証明申請についてを議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第11号についてご説明いたします。議案書の27ページになります。申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請です。申請のあった3件3筆について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。現地調査委員10番委員。

10番委員 議案第11号、現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたのでご報告を申し上げます。去る1月6日午後1時50分頃から、私と事務局1名、農地利用最適化推進委員2名の計4名で現地調査を行いました。現地案内図は19ページから21ページとなっております。

 申請番号1番の鹿島区北海老字西浦尻の畑については、周りが山林に囲まれ、ここに書いてございますように昭和50年頃からの長期の間不耕作等のため雑木が繁茂し、現況は既に山林化しております。また、日照条件も劣悪な上、進入路は別所有者の管理されていない山林を通る必要があることから、物理的に原状復旧は見込めず非農地と判定をさせていただきました。

 申請番号2番の原町区泉の畑については、これも山林に隣接し日照も午後は当たらないという状態に加え、長期にわたる不耕作のため竹や雑木が繁茂し、山林化しておりました。更に、畑に通じる進入路も消滅し機械等も入ることができないことなどから、これも非農地と判定をさせていただきました。

 申請番号3番、小高区女場の畑については、代理人行政書士立ち会いのもと調査の結果、利用状況に記載のとおり、これも周囲を山林に囲まれ日照条件も悪く、長い間不耕作の状態が続いており、現状は既に隣接の山林とほぼ一体化している状態のため、物理的に原状復旧が見込めないということなどから、これも非農地と判定をさせていただきました。

委員各位のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告3件、議案11件、合わせて14件の審議を
全て終了いたしました。

これをもちまして本日の1月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大
変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後2時45分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年1月15日

議事録署名人(3番・カンノ ノブヒコ)

議事録署名人(9番・ツカノ クニヨシ)

議事録署名人(10番・コンノ ヨシキ)